

民法（債権関係）の改正案の主なポイント

首都東京法律事務所

平成29年成立の民法改正は、多数の条文について行われているが、そのうちの重要な改正のポイントを説明する。

錯誤

□ 錯誤（新95条）

現行民法第95条の規律を次のように改める。

(1) 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

ア 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

イ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

(2) (1)イの規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

(3) 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、(1)の規定による意思表示の取消しをすることができない。

ア 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

(4) (1)の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

■（説明）

現行95条の「法律行為の要素に錯誤」があった場合を詳細に規定し、新95条1項1号は従来の表示の錯誤を規定し、2号は、動機の錯誤についての判例理論（動機が相手方に表示されているときに、動機の錯誤が要素の錯誤となることを認める）を条文化している。

動機が相手方に表示されていることを、「法律行為の基礎とした事情が基礎とすることを表示されていたとき」として条文化されているが、この表現は、動機とは多少ニュアンスが異なるので、判例上問題となった、「クレジット債務の保証において、空クレジットだったことは、要素の錯誤にならないのではないか」との問題も、空クレジットであることは「法律行為の基礎とされていることとして表示されている」として、新95条の対象になる可能性がある。

また、同条4項により、錯誤の主張は、善意でかつ過失がない第三者に対抗できないこ

とを規定し、動機の錯誤についての有力説の主張を取り入れ、表意者保護規定と取引の安全との整合性を確保している。

また、現行95条は錯誤の効果を無効としているのに対し、錯誤は表意者保護規定であることから、表意者の取消の意思表示によって、無効とするものとした。

代理

□自己契約及び双方代理等（新108条）

現行民法第108条の規律を次のように改める。

- (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
- (2) (1)本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

■（説明）

新108条1項の規定は、現行108条と同じく、自己契約・双方代理行為は、原則として無権代理行為であることを規定している。

新108条2項は、自己契約・双方代理に限定せず、利益相反行為一般について無権代理行為とみなす。

会社法356条1項3号は、会社が取締役の債務を保証する等、取締役以外の者との間で会社・取締役間の利害が相反する取引をしようとする場合、その取引につき重要な事実を開示して株主総会（取締役会）の承認を受けなくてはならない旨規定するとともに、会社を代表する取締役が会社の犠牲において相手方の利益を図る行為をすれば、忠実義務違反の責任が生じる（東京地判平成17年6月14日）とされていることを、民法レベルで規定するものである。

他人の財産の管理権を行使する権限の形式としては、代理と信託があるが、信託の権限行使における忠実義務違反（利益相反行為の禁止）については、信託法31条4項が、受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなる行為は、行為の相手方が善意無重過失のときに限り、取り消すことができることを規定している。

新108条2項は、代理の権限行使における忠実義務違反（利益相反行為の禁止）について規定しようとするものであるが、取引の安全との調和を図ることも必要であり、表見代理の規定（112条）が適用されるのではないかと考えられる。

時効

□債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点（新166条1項）

現行民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改める。債権は、次に掲げる場合に、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- (注) この改正に伴い、商法第522条を削除する。

■（説明）

新166条1項1号は、新たに消滅時効を5年とする主観的起算点を定め、現行法消滅時効10年の客観的起算点と、いずれかの期間の経過により債権が時効消滅することとした。

これは、時効制度の統一化の要請からの改正であり、現行170条～174条の短期消滅時効は削除される。

この改正案の理由は、商事消滅時効の規律が5年であること、近時の欧州で消滅時効期間短縮の立法例があること、短期間で時効消滅することについて違和感を主張する向きがあることから、両者の折衷的な改正案となったものである。

客観的起算点と主観的起算点を併用するのは、民法724条の損害賠償の規定と類似するが、一般の債権（不当利得返還請求権を含む）と損害賠償請求権で、客観的起算点と主観的起算点で異なる期間を用いることの整合性の問題も考えられる。

利息

□変動制による法定利率（新404条）

現行民法第404条の規律を次のように改める。

- (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- (2) 法定利率は、年3パーセントとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、(4)の規定により変動するものとする。
- (4) 各期における法定利率は、法定利率に変動があった直近の期間における 基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合を直近変動期における 法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- (5) (4)に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における 短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に

係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合として法務大臣が告示するものをいう。

(注) この改正に伴い、商法第514条の商事法定利率の規定が削除される。

■ (説明)

新404条は、法定利率を現行404条の「年五分」から「年3パーセント」に引き下げ、その後、国内の経済状況並びに市場の金利変動を法定利率にも反映させるものである。

変動の基準となる「基準割合」(同条4項)は、銀行の貸付利率を基準として判断されることとなった。その理由は、銀行が国民一般から預金を受け入れるとともに、間接金融の中心的役割を果たしており、銀行の行う貸付けの利率の変動が、市場における金利の一般的な動向を表す指標として適切と考えられるからである。

金銭債務の損害賠償額の算定(遅延損害金)についても、法定利息が適用される。

債務不履行

□債務不履行における損害賠償とその免責事由(新415条)

現行民法415条の規律を次のように改める。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

■ (説明)

債務不履行による損害賠償責任の帰責根拠については、①過失責任主義に根拠を求める伝統的な考え方と、②自らの意思により契約を締結したことによる契約の拘束力に求める考え方(自らの意思によって契約を締結したことにより引き受けた結果については、その意思決定主体がその実現について責任を負うのであり、その結果を実現できなかった契約違反(債務不履行)が損害賠償責任の根拠となり、例外的に、契約上のリスク分配の枠外にある外在的な障害に基づく損害についてのみ、債務者の免責が認められる)があり、後者の考えに立ち、規定された。

現行法では、「責めに帰すべき事由」は、履行不能のみならず、債務不履行一般に要求されると解されており、①の考えに立っていると考えられるが、判例の取扱いでは、「責めに帰すべき事由」イコール過失と扱われているわけではないとの理解で、②の、契約の拘束力に根拠を求める考えによって、規定が整理された。

危険負担

□目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転（新567条）

危険の移転について、次のような規律を設ける。

- (1) 売主が買主に目的物(売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。)を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。
- (2) 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、(1)と同様とする。

□債務者の危険負担等（新536条）

- (1) 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
- (2) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

■現行534条の債権者主義は、双務契約の牽連性からみて問題があり、債権者に「危険が移転した」といえる場合にのみ合理性を有すると批判され、「危険が移転した」といえるような引き渡し、登記、受領遅滞等があった場合にのみ同条を適用するという限定解釈がなされていた。

そこで、法案では現行534条を削除し、「危険の移転」について新567条により、債権者の受領拒絶等（同条2項）がない限り、「危険の移転」は目的物の引渡し時とされた。なお、従来の解釈では認められていた登記による「危険の移転」させたい場合には、その旨特約が必要となろう。

解除

□催告解除の要件（新541条）

現行民法第541条の規律を次のように改める。

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に

照らして軽微であるときは、この限りでない。

□無催告解除の要件①（新542条1項）

現行民法第542条及び第543条の規律を次のように改める。

次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

□無催告解除の要件②（新542条2項）

無催告解除の要件について、次のような規律を設ける。

次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

■現行543条ただし書は、無催告解除について債務者の帰責性を要求し、催告解除についても明文の規定はないものの債務者の帰責性が必要であると解されているが、新541条、542条は、債務者の帰責性に関する文言が削除された。

契約解除には、①債務者に故意・過失又は信義則上これと同視すべき事由にあたる債務者の帰責事由を必要だとする伝統的な考え方と、②債務者の帰責事由を不要とする、近時の国際的なすう勢とされる考え方（解除の効果は原状回復に限られており、当事者を契約の拘束力から離脱させることを目的としていることから、「制裁」を意味する帰責性を要求することは適当でない）という考え方があり、改正案は、後者の考え方をとった。

なお、現行民法は、双務契約において一方当事者が負担する債務が履行不能に陥った際の他方当事者が負担する債務の存続について、債務者に帰責事由が認められる場合は解除の規定を適用し、帰責事由が認められない場合には危険負担の規定を適用するという規定の

住み分けがされているが、解除につき過失責任主義から離脱すると、債務不履行解除と危険負担の適用が重複する場合がありますという問題を生じるが、それによって不都合は生じないと考えて、両制度を併存させている。

詐害行為取消権

詐害行為取消権につき、適用を否認権の場合と同様の規律にするため、破産法の否認権の規定と同様の規定が必要最小限の範囲で、盛り込まれる。

連帯債権

現行法は多数当事者の債権について不可分債権のみ規定しているが、連帯債務に対応する連帯債権を規定し、他の債権者に影響を及ぼす絶対的効力事由と相対的効力事由を規定する。

保証

□保証人保護の拡充（新465条の6）

個人保証の制限について、次のような規律を設ける。

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、効力を生じない。

■（説明）

事業資金の借入れは高額になる場合が多いところ、安易な保証契約の締結による不測の負担から保証人を保護するため、新465条の6は、公証人に保証人になろうとする者の保証意思を厳格に確認させることとする。

□契約締結時の情報提供義務（新465条の10）

契約締結時の情報提供義務について、次のような規律を設ける。

ア 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

イ 主たる債務者がアに掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

ウ ア及びイの規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

□保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務（新458条の2）

請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

□主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務（458条の3）

主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。

ア 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

イ アの期間内にアの通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からアの通知をするまでに生ずべき遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

ウ ア及びイの規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

■新458条の3の趣旨は、保証人に対して早期に保証債務を履行し、遅延損害金の増大を阻止する機会を与えることにある。

債権譲渡

□債権の譲渡性とその制限（新466条2項3項、新466条の2、新466条の3）

(1) 譲渡制限の意思表示の効力（新466条2項3項）

現行民法第466条第2項の規律を次のように改める。

- ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- イ アに規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
- (2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合(新466条の2)
- (1)イの規定は、債務者が債務を履行しない場合において、(1)イに規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。
- (3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託(新466条の3)
- 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設ける。
- ア(ア) 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。イにおいて同じ。)の供託所に供託することができる。
- (イ) (ア)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。
- (ウ) (ア)の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。
- (4) 預金債権又は貯金債権については、従来通り、譲渡制限の意思表示を、悪意又は重過失の譲受人に、強制執行の場合を除いて、対抗することができる。

■資金調達円滑化を図るため、債権譲渡制限特約が存在するにもかかわらず行われた債権譲渡自体は原則有効とすることとしたものである。

□将来債権譲渡(新466条の6)

- (1) 将来債権の譲渡性
- 将来債権の譲渡性について、次のような規律を設ける。
- ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。
- イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。
- (2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗
- 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗について、次のような規律を設けるものとする。

(1)イに規定する場合において、譲渡人が債権譲渡の通知をし、又は債務者が債権譲渡の承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、譲渡制限の意思表示の効力の規定を適用する。

□債権譲渡と債務者の抗弁（新468条）

異議をとどめない承諾による抗弁の切断規定の削除

現行468条の規律を次のように改める。

ア 民法第468条第1項（債権者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することはできない）を削除する。

イ 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

■異議をとどめない承諾に、抗弁の切断を認める根拠が乏しいとして、規定が削除された。

有価証券

□指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限（新520条の3～新520条の6）

現行472条を削除し、指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限について、規律を設ける。

ア 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和7年法律第20号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

イ 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

ウ 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

エ 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

□無記名証券（新520条の20）

無記名証券について、現行86条第3項及び現行473条を削除し、次の規律を設ける。

無記名証券について、次の規定を準用する。

- ア 無記名証券の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。
- イ 無記名証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。
- ウ 何らかの事由により無記名証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。
- エ 無記名証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

■指図証券や無記名証券につき、基本的事項（譲渡の方式、証券所持の権利の推定、善意取得、人的抗弁の切断）を定めた。

債務引受

□併存的債務引受（新470条2項3項）

併存的債務引受の要件・効果について、次のような規律を設ける。

- ア 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。
- イ 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。

□免責的債務引受（新472条2項3項）

(1) 債権者と引受人との契約による免責的債務引受（新472条2項）

債権者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設ける。

- ア 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。
- イ 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。

■債務引受の効力発生要件を示した。

相殺

□支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（新511条）

現行511条の規律を次のように改める。

- (1) 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。

■支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺を、差押後に停止条件が成就する債権を自働債権として行うことを認めた。

約款

□定型約款（新548条の2～新548条の4）

1 定型約款の定義（新548条の2）

定型約款の定義について、次のような規律を設ける。

定型約款とは、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。

2 定型約款についてのみなし合意（新548条の2）

定型約款についてのみなし合意について、次のような規律を設ける。

- (1) 定型取引を行うことの合意（3において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

ア 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

イ 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

3 定型約款の内容の表示（新548条の3）

定型約款の内容の表示について、次のような規律を設ける。

- (1) 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。
- (2) 定型約款準備者が定型取引合意の前において(1)の請求を拒んだときは、2の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

■これまで民法に規定されていなかった定型約款について、定型約款を用いた取引について規律する必要性から規定された。

なお、新548条の2の「相手方の利益を一方的に害するとして合意しないとみなされる約款に関する規定」は、次の消費者契約法10条の規定と類似する。

消費者契約法10条

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しなない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする。

売買

□売主の追完義務

売主の追完義務に、次の規律を設ける。

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (2) (1)の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)の規定による履行の追完の請求をすることができない。

□買主の代金減額請求権（新565条）

買主の代金減額請求権について、次の規律を設ける。

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するこ

とができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、買主が(1)の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(3) (1)の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額の請求をすることができない。

■ 売買の目的物に瑕疵があった場合につき、目的物が特定物であるか種類物であるかを問わず、買主に対し、修補、代替物の引渡しという追完請求権を認めた。

消費貸借

□消費貸借の成立等（新587条の2第1項）

民法第587条に次の規律を付け加える。

要物契約性を定める第587条の規定にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

このほか、債権各論に関する改正としては、委任契約につき、受任者の自己執行義務を定める規定、寄託契約については、混合寄託についての規定（同量の物の返還請求権を認め、一部滅失のときの割合的返還請求権）などが設けられている。

以上